

令和4年度横浜市子どもの貧困対策に関する計画推進会議（第1回）

日時：令和4年11月30日（水）15：30～17：00

オンライン開催

次第

- 1 こども青少年局副局長あいさつ
- 2 委員等紹介
- 3 横浜市子どもの貧困対策に関する計画の推進体制について 資料3
- 4 令和3年度の計画の振り返りについて 資料4
- 5 令和4年度の重点取組の進捗状況について 資料5
- 6 横浜市におけるヤングケアラーに関する実態把握調査結果等について 資料6
- 7 その他

【配布資料】

- 資料1-1 横浜市子どもの貧困対策に関する計画推進会議 委員等名簿
- 資料1-2 横浜市子どもの貧困対策に関する計画推進会議 事務局名簿
- 資料2 横浜市子どもの貧困対策に関する計画推進会議運営要綱
- 資料3 横浜市子どもの貧困対策に関する計画の推進体制について
- 資料4 令和3年度の計画の振り返り
- 資料5 令和4年度の重点取組の進捗状況
- 資料6 横浜市におけるヤングケアラーに関する実態把握調査結果等

令和4年度横浜市子どもの貧困対策に関する計画推進会議委員等名簿

【有識者・支援団体等】

(敬称略)

	氏名	所属・役職等
1	アオト ヤスシ 青 砥 恭	特定非営利活動法人さいたまユースサポートネット 代表理事
2	アキバ ユミ 秋 葉 由 美	公益財団法人横浜市男女共同参画推進協会 男女共同参画センター横浜南 管理事業課長
3	イケダ セイジ 池 田 誠 司	横浜市社会福祉協議会 地域活動部長
4	オキノ マサミ 沖 野 真 砂 美	横浜市主任児童委員協議会 南区代表
5	ハマダ シズエ 濱 田 静 江	社会福祉法人たすけあいゆい理事長 (児童家庭支援センターむつみの木・ゆいの木・さくらの木センター長)
6	マツハシ ヒデユキ 松 橋 秀 之	社会福祉法人のぞみの家 児童養護施設理事長 特定非営利活動法人よこはまチャイルドライン 副代表理事
7	ユザワ ナオミ 湯 澤 直 美	立教大学コミュニティ福祉学部福祉学科 教授
8	ワタナベ カツミ 渡 辺 克 美	認定 NPO コロンブスアカデミー 理事長

【行政職員】

(敬称略)

	氏名	所属・役職等
1	マツダ ユウコ 松 田 優 子	戸塚区・栄区福祉保健センターこども家庭支援課担当課長
2	フカミ ジュンイチロウ 深 海 淳 一 郎	こども青少年局 西部児童相談所長
3	タイコウ マリ 大 幸 麻 理	森 の 台 小 学 校 校 長

【ヤングケアラー関係】

(敬称略)

	氏名	所属・役職等
1	キノシタ コゆる 木 下 こ ゆ る	横浜ヤングケアラーヘルプネット 共同代表
2	シマモト ヨウイチ 島 本 洋 一	中区基幹相談支援センター 所長
3	サトウ タケヒロ 佐 藤 健 浩	教育委員会事務局人権健康教育部人権教育・児童生徒課担当係長

横浜市子どもの貧困対策に関する計画推進会議 事務局名簿(R4)

資料1-2

	所 属 ・ 補 職	氏 名
局長	こども青少年局長	吉 川 直 友
部長	こども青少年局副局長(総務部長)	福 嶋 誠 也
課長	こども青少年局企画調整課長	田 口 香 苗
	こども青少年局青少年育成課長	梶 原 敦
	こども青少年局青少年相談センター所長	小 栗 由 美
	こども青少年局放課後児童育成課長	永 松 弘 至
	こども青少年局こども家庭課長	上 原 嘉 明
	こども青少年局地域子育て支援課長	廣 瀬 綾 子
	こども青少年局こどもの権利擁護課長	柴 山 一 彦
	こども青少年局こどもの権利擁護課児童施設担当課長	村 上 和 孝
	こども青少年局中央児童相談所支援課長	袋 和 美
	こども青少年局障害児福祉保健課長	及 川 修
	こども青少年局保育・教育支援課長	小 田 繁 治
	こども青少年局保育・教育運営課長	古 石 正 史
	政策局政策課担当課長	岩 崎 雄 介
	健康福祉局企画課長	粟 屋 し ら べ
	健康福祉局生活支援課長	岩 井 一 芳
	健康福祉局福祉保健課長	新 井 隆 哲
	教育委員会事務局教育政策推進課担当課長	川 島 大 介
	教育委員会事務局学校支援・地域連携課長	須 山 次 郎
教育委員会事務局人権教育・児童生徒課担当課長	飯 田 学	
係長	こども青少年局企画調整課担当係長	生 野 元 康
	こども青少年局保育・教育支援課幼保小連携担当係長	鈴 木 暁 範
	健康福祉局企画課企画係長	石 井 正 則
	健康福祉局福祉保健課担当係長	松 島 雄 一
	健康福祉局生活支援課自立支援担当係長	鈴 木 大 輔
	教育委員会事務局教育政策推進課担当係長	平 戸 秀 樹

横浜市子どもの貧困対策に関する計画推進会議運営要綱

制 定 平成 28 年 8 月 22 日 こ企第 180 号 (こども青少年局長決裁)
最近改正 平成 29 年 7 月 5 日 こ企第 110 号 (こども青少年局長決裁)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、横浜市子どもの貧困対策に関する計画推進会議(以下、「計画推進会議」という。)の運営に関し必要な基本事項を定める。

(目的)

第 2 条 こども青少年局長および健康福祉局長、教育委員会事務局教育次長は、「横浜市の子どもの貧困対策に関する計画」(以下、「計画」という。)に関し、次に掲げる事項について計画推進会議の委員に助言を求める。

- (1) 計画の推進に関すること。
- (2) 支援に係る事業・取組の実施に関すること。

(委員)

第 3 条 計画推進会議の委員は、子どもや若者への支援や取組について関わり
の深い団体・組織等から適当と認める者へ就任を依頼する。

- 2 委員の任期は、就任した日から当該年度末までとする。ただし、その委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残存期間とする。
- 3 委員は、再任することができる。

(会議)

第 4 条 計画推進会議の会議は、こども青少年局長が招集する。

- 2 計画推進会議の進行は、こども青少年局企画調整課が行う。

(分科会)

第 5 条 困難を抱える家庭の子どもやその保護者、重い困難を抱える子どもへの支援についての専門的な事項に関し、意見交換を行う必要があると、こども青少年局長および健康福祉局長、教育委員会事務局教育次長が認めるときは、分科会を設置し、分科会の委員に助言を求める。

- 2 分科会の進行は、こども青少年局企画調整課が行う。

(謝金)

第 6 条 委員には、予算の範囲内で謝金を支払う。ただし、行政機関、関連団体の職員等にはこの限りではない。

(意見の聴取等)

第 7 条 会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者に計画推進会議への出席を求め、その説明または意見を聞くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(会議の公開)

第8条 計画推進会議（分科会を含む）については、一般に公開するものとする。ただし、委員の承諾があれば、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

(会議の傍聴手続等)

第9条 計画推進会議の会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ傍聴人名簿に記入し、係員の指示により、傍聴席に入らなければならない。

2 傍聴定員は、先着順で10人とする。

3 危険物所持等、会議場における秩序を乱すおそれがある者は、傍聴を認めないものとする。

4 傍聴人は、静粛を旨とし、計画推進会議の進行の指示に従わなければならない。また、会議場において許可なく撮影、録音等を行ってはならない。

(事務局)

第10条 計画推進会議の事務局は、こども青少年局企画調整課、健康福祉局企画課及び教育委員会事務局教育政策推進課におき、庶務は、こども青少年局企画調整課が務める。

附 則

この要綱は、平成28年8月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年7月5日から施行する。

横浜市子どもの貧困対策に関する計画の推進体制について

令和3年度に引き続き、子どもの貧困対策に関する計画推進会議（外部有識者等による懇談会）及び庁内連絡会（関係区局による内部会議）を設置し、関係区局の連携強化、令和4年度予算における重点取組の推進等を進めます。

（1）子どもの貧困対策に関する計画推進会議（外部有識者等による懇談会）

ア 目的

計画の推進等にあたり、以下の目的のため、平成28年度より設置しています。

- ① 計画の進捗状況の報告（毎年度）
- ② 計画の推進に関する意見交換
- ③ 子どもの貧困対策の取組に関する意見交換 等

イ メンバー構成

学識経験者、子どもや家庭への支援に関わる団体・事業者の方、学校関係者、行政職員
（令和4年度 11人）

※今年度は、ヤングケアラーについて意見交換を行うため、ヤングケアラーの支援に関わる方（3人）にご参加いただきます。

（2）庁内連絡会

ア 目的

教育、福祉、子育て支援等の分野をまたぐ子どもの貧困対策において、関係区局の情報共有と連携強化を図り、一体となって計画を推進することを目的に開催しています。

イ メンバー構成

こども青少年局、教育委員会事務局、健康福祉局、政策局及び各区の関係課職員（課長級）

（3）計画推進会議開催時期及び主な意見交換テーマ

令和4年度は計画の進捗や令和4年度の重点取組等に加え、ヤングケアラー等について意見交換をさせていただきます。計画推進会議は年2回開催予定です。

	時期	主な意見交換テーマ
第1回 (オンライン開催)	11月30日	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度の計画の振り返りについて ・令和4年度の重点取組の進捗状況について ・横浜市におけるヤングケアラーに関する実態把握調査結果等について
第2回 (オンライン開催)	2月予定	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度の重点取組の進捗状況について ・令和5年度予算について

※庁内連絡会は計画推進会議のタイミングに合わせて開催します。

令和3年度の計画の振り返り

資料4

「横浜市子どもの貧困対策に関する計画」令和3年度の振り返り

1 計画の進ちょく状況把握のための目標値に関する振り返り

※新型コロナウイルス感染症の影響等による第2期計画策定期間の変更に伴い、第1期計画の期間を1年延長しています。

対象	目標	計画策定時	R2年度実績	R3年度実績	目標値(R2年度)	これまでの取組	今後の取組・方向性
妊娠期	妊娠届出者に対する面接を行った割合	92.3% (26年度)	99.0%	98.4%	95.7% (※1)以上	「妊娠の届出」をした妊婦に対しては、看護職が面接を実施し、妊娠に伴う心身の変化や出産前後の支援の有無等を伺うとともに、母子健康手帳や子育てガイドブックをお渡しして、妊婦健診等の受診勧奨や、子育て支援に関する情報をお伝えしました。また、母子保健コーディネーターを全区に配置し、妊娠から産後4か月までの切れ目のない支援を行いました。	妊娠期からの相談体制を強化し「妊娠届出者に対する面接」やその後の継続的な支援の取組を進めることで、引き続き、子育て世代包括支援センターの機能を充実させていきます。
未就学期	保育所待機児童数	8人 (27年4月)	16人 (3年4月)	11人 (4年4月)	0人 (※1)	増加する保育ニーズに対応するため、地域の状況に基づき、既存の保育・教育資源を最大限活用したうえで、受入枠が不足する地域では新規整備を行うなど、新たに1,485人分の受入枠を確保しました。また、保育所等においてWEB会議システムを利用した保育士等の採用活動を行うためのICT環境の改善支援や、民間事業者のWEBサイトを活用した保育所等の魅力や求人情報を発信を新たに行うなど、保育者確保に取り組みました。保育所等利用申請者数が過去最大の73,538人となる中、令和4年4月1日時点の保育所等利用待機児童数は11人（対前年比で5人減）となりました。	待機児童解消に向け、既存施設においては保育ニーズの高い1歳児の受入枠を拡大するための定員変更を行う場合の補助を拡充するほか、新たに、保育ニーズが引き続き見込まれる地域に所在する保育所等を対象に、中規模改修費用への新たな補助を実施し、あわせて1,2歳児受入れ枠を拡大するための加算をモデル実施するなど、既存の保育・教育資源の活用を進めます。その上で、受入枠が不足する地域に重点的に保育所等を整備するなど、地域の保育ニーズに合わせた1,290人の受入枠を確保します。さらに、保育・教育コンシェルジュが一人ひとりのニーズを丁寧に聞き取り、その方に合ったサービスを案内することで、一人でも多くの方が適切な保育サービスを利用できるように取り組みます。依然として困難な保育者の確保に向け、引き続き保育士宿舍借上げ支援事業等を実施するとともに、新たに、養成校の学生等に向けて、インスタグラム等を活用して横浜で保育士として働く魅力のPRを強化します。また、保育士等が労働環境等で悩んだ際に、保育士等の不安を解消し、離職防止を図るため、保育業界に詳しい社会保険労務士等の専門家に相談できる窓口を設置するなど、保育者確保に向けた採用・定着に係る取組の継続・充実を図ります。
未就学期・小学生	幼児期の保育・教育と小学校教育との円滑な接続のためのカリキュラムの実施率	53.4% (26年度)	81.7%	39.8%	78.6% (※1)以上	幼児期の保育・教育から小学校教育への円滑な接続を図るカリキュラムのベースとなる「横浜版接続期カリキュラム」を平成29年度に改訂し、保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、義務教育学校などに配付しました。令和3年度の接続期カリキュラム実施率が、新型コロナウイルス感染症拡大による影響を受けたため低下した一方、オンライン等の活用や、間接的な交流等により幼保小連携を図りました。また、各種研修や事例集の刊行を行い、カリキュラムの実施を促進しています。	幼保小連携推進地区事業や区教育交流事業を充実させると共に、「接続期カリキュラム研究推進地区」での研究を進め、地域の園と学校で接続期カリキュラムを協働で作成し、実施できるようにします。
小・中学生	「自分には良いところがある」と答える子どもの割合	小:74.2% (26年度) 中:64.2% (26年度)	新型コロナウイルス感染症拡大の影響により全国学力・学習状況調査未実施	76.7% 75.7%	小:75.0% (※2)以上 中:65.0% (※2)以上	人権教育実践推進校を中心とした、人権尊重の精神を基盤とした学校づくり、授業づくりを行い、その取組を発信しました。また、「子どもの社会的スキル横浜プログラム」を授業や学校行事の場面で効果的に活用ができるよう、校内研修の推進に力を入れました。	これまでの取組同様、人権教育実践推進校を中心とした、人権尊重の精神を基盤とした学校づくり、授業づくりを行い、その取組を各区人権教育推進協議会、人権啓発研修Ⅱ、人権教育だより等で区、市に広く発信していきます。仲間との良好な関係、集団への積極的な関わりを自ら育む資質・能力を身に付けることができる「子どもの社会的スキル横浜プログラム」を授業や学校行事の場面で効果的に活用していきます。また、効果的な活用ができるよう、校内研修や研修指導者の養成に力を入れていきます。
中学生	将来の夢や目標を持っている生徒の割合	69.8% (26年度)		65.3%	75.0% (※2)以上	はまっ子未来カンパニープロジェクト等の実施により、地域課題や社会課題の解決に向けた企業等との連携した取組を通じて、子どもたちの地域貢献や社会参画の意識を育み、その取組の成果をパンフレットの作成・配付により、全市立学校に発信しました。	説明会の開催や校長会での説明、はまっ子未来カンパニープロジェクトパンフレットの配付等により、全市立学校へ情報を発信し、より多くの学校に参加を呼び掛けていきます。
	高校進学に向けて寄り添い型学習支援事業に参加する子どもの数	488人 (26年度)	1,200人	1,200人	1,200人	中学生の受け入れ人数の拡大のため、各区の実情に応じて受け入れ枠の拡大を進めました。また、令和元年度にモデル事業として実施していた高校生世代支援を、高校中退防止の取組と一体的に運営することとし、18区での実施を開始しました。	健康福祉局、こども青少年局、教育委員会事務局で連携を図りながら、各区の実情、生徒や世帯の状況を踏まえながら区と協力していきます。また、新型コロナウイルス感染症感染拡大の懸念による会場の定員制限等を実施している区がある中でも、可能な範囲で受入人数を制限することなく支援が継続できるよう、感染症対策を徹底し、安定的な事業運営を進めていきます。
高校生	市立高等学校における就学継続率(※3)	93.1% (26年度)	94.0%	94.2%	95.0%以上	平成27年度にすべての市立高等学校にスクールカウンセラーを配置しました。また、定時制高校である横浜総合高校には相談ニーズの増に合わせ、29年度から配置人数を増やしました。	引き続き、生徒の相談にきめ細かく対応できるような体制を維持していきます。
	市立高等学校における卒業時の進路決定率(※4)	97.9% (26年度)	99.7%	99.8%	99.0%以上	すべての市立高等学校でキャリア教育を推進するとともに、定時制高校では「学び直し」講座による基礎学力の向上や、産業カウンセラーの派遣による進路指導の充実を図りました。	引き続き、生徒の進路決定を支援できるような施策を推進していきます。
困難を抱える若者	若者自立支援機関の継続的支援により自立に改善がみられた人数	1,082人 (26年度)	1,080人	1,516人	1,500人 (※1)以上	若者自立支援機関等における若者の自立に向けた個別相談や居場所の提供、社会体験・就労訓練の実施等により、本人の状態に応じた支援に取り組みました。令和3年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、メールやオンラインを活用した相談やプログラムを実施しました。また、支援が必要な若者を支援につなぐために、地域ユースプラザが区役所でのひきこもり等の困難を抱える若者の専門相談や各区でのひきこもり等の若者支援セミナー・相談会を実施するなど、より身近な地域に向いた支援等に取り組みました。さらに、広報よこはまへの掲載や動画配信等を通じて広報・啓発を行いました。	引き続き、若者自立支援機関等における本人の状態に応じた支援を行います。支援が必要な若者を支援につなぐために、引き続き、広報に積極的に取り組むとともに、セミナーや相談会など、より身近な地域に向いた取組を充実させます。
保護者	ひとり親家庭等自立支援機関を利用した人のうちの就労者数	303人 (26年度)	2,554人 (26年度～7か年累計) 2年度:264人	2,855人 (26年度～8か年累計) 3年度:301人	1,900人 (※1)以上 (26年度～7か年累計)	母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、就労支援員による一人ひとりの状況に応じたマンツーマンでの就労支援を実施したほか、身近な場所で就労相談を行うジョブスポットを通じて、就労につなげました。	今後も伴走型の自立支援を推進し、ひとり親家庭の個々の状況に合わせた就労支援や能力開発のための支援を行います。

※1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の目標値（平成31年度） ※2 第2期横浜市教育振興基本計画の目標値（平成30年度） ※3 就学継続率は卒業者数を入学者数で割った値 ※4 進路決定率は進路決定者数を卒業者数で割った値

2 施策の柱ごとの振り返り（令和3年度）

【子どもの豊かな成長を支える教育、保育の推進 ～子どもの貧困対策の基盤～】

一人ひとりの発達に応じた未就学期からの育ちの積み重ねを大切にし、子どもの育ちと学びの連続性・一貫性を保障する教育・保育を提供することで、子どもの育ちや学びを支える基盤となる自己有用感や自己肯定感を育みます。

主な取組・事業名	これまでの取組・実績	今後の取組・方向性
○乳幼児期の教育・保育の保障【こ青】	0歳児から2歳児の市民税非課税世帯及び3歳児から5歳児（幼稚園、認定こども園は満3歳から）を対象に令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が開始しました。	引き続きわかりやすい利用者負担額の周知を行っていきます。
○乳児期・幼児期・小学校の連携・接続【こ青】	幼児期の保育・教育から小学校教育への円滑な接続を図るカリキュラムのベースとなる「横浜版接続期カリキュラム」を平成29年度に改訂し、保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、義務教育学校などに配付しました。 令和3年度の接続期カリキュラム実施率が、新型コロナウイルス感染症拡大による影響を受けたため低下した一方、オンライン等の活用や、間接的な交流等により幼保小連携を図りました。また、各種研修や事例集の刊行を行い、カリキュラムの実施を促進しています。	子どもの育ちと学びをつなげられるよう、推進地区事業や区教育交流事業を充実させます。また、令和4年度に、「幼保小の架け橋プログラムに関する調査研究事業」（文部科学省）のモデル地域に採択されたことを契機に、さらなる取組の充実を図っていきます。
○一人ひとりの自立に向けた基礎学力の向上【教育】	各学校において、「横浜市学力・学習状況調査」の結果を基にした分析チャートを活用し、「学力向上アクションプラン」に基づいた授業改善を進めるとともに、習熟度別指導や個別の学習支援を行いました。	令和4年4月に全面改訂をした「横浜市学力・学習状況調査」では、児童生徒一人ひとりの学力の伸びが小学校から中学校まで継続的に把握できるようになり、その結果は「分析チャート」上にも表示されるようになります。これを活用することで、より一層、一人ひとりの学習の習熟度や発達の段階に応じたきめ細かな教育活動が展開できるよう支援します。
○子どもの社会的スキルの向上【教育】	つらい思いをしている子どもが援助希求できるスキルを獲得し、人とつながることは安心することだと気付くことができるプログラムとして「SOSサインの出し方教育プログラム」（横浜プログラム四訂版）を作成し、発出しました。また、指導者養成研修を開催し、校内や区で研修を実施できる人材養成を推進しました。全市立学校における活用を広めていくことが急務と捉えているため、管理職の理解と協力を得て、学校全体で組織的な取組を推進できるようにしていくことが課題となっています。	実践推進校を募集し、学校単位での活用を推進していきます。また、学校全体の取組を推進していくことで、教育課程に位置づけた取組実践に結び付けていきます。
○食育の推進及び生活環境により昼食の用意が困難な生徒等への中学校給食を活用した支援【教育】	食育実践推進校に指定した市立学校において、食育のモデル的取組を実践し、成果を食育推進研修会等で発信しました。また、平成29年1月から「ハマ弁による昼食支援」を実施し、生活環境により昼食の用意が困難な生徒への支援として無償でハマ弁を提供してきました。令和元年8月からは、対象者を就学援助・生活保護受給者に拡大し、支援を必要とするより多くの生徒に無償提供できるようになりました。令和3年度からの中学校給食においてもこれまでの支援制度を継続しているほか、就学援助制度に「中学校給食費」を新設して現物給付による支援を行っています。	食育実践推進校については、引き続き小・中・特別支援学校等を指定するとともに、栄養教諭・学校栄養職員の配置がない学校において、栄養教諭を中核とした食育推進ネットワークを拡充することにより各学校における食育を推進するとともに、食育推進研修会等において、実践例を提示しながら市立学校に発信しています。また、中学校給食における支援制度は引き続き就学援助制度による援助のほか、生活保護受給世帯や家庭環境等により昼食の用意が困難である生徒への支援も継続していきます。
○地域と連携した放課後の学習支援（放課後学び場事業）【教育】	平成28年度より、家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分身につけていない中学生を対象とした学習支援を行っています。また、令和元年度から小学生を対象とした学習支援も行っています。	今後も各学校へ周知し、実施校を増やしていきます。 また、事業実施にあたって課題となっていた担い手不足を解消するため、令和4年度より、事業の運営を企業やNPO法人に委託する新たな実施形態での事業を開始します。
○自己有用感や自己肯定感が持てるような学級・学校づくり【教育】	道徳授業力向上推進校36校（各区小学校1校・中学校1校）における道徳教育の研究推進を実施しました。また、平成29年度から「特別の教科 道徳」を国に先駆けて実施し、「特別の教科 道徳 サポートブック」を作成して、道徳教育の充実・強化に向けて取り組みました。 人権教育推進校を中心に子どもの自尊感情をはぐくむ取組を進めてきました。	道徳授業力向上推進校の取組を継続するとともに、「考え、議論する」道徳教育の充実を通して、児童生徒の自己有用感や自己肯定感を一層高めていきます。 重点取組として、「自尊感情をはぐくむ取組」を掲げ、学校の様々な取組の中で自尊感情をはぐくむ意識を高めていきます。
○発達の段階に応じたキャリア教育の推進【教育】	はまっ子未来カンパニープロジェクト等の実施により、地域課題や社会課題の解決に向けた企業等と連携した取組を通じて、子どもたちの地域貢献や社会参画意識を育み、その取組の成果をパンフレットの作成・配付により、全市立学校に発信しました。	説明会の開催や校長会での説明、はまっ子未来カンパニープロジェクトパンフレットの配付等により、全市立学校へ情報を発信し、より多くの学校に参加を呼び掛けていきます。
○登校支援の取組【教育】	不登校児童生徒への支援の充実を図るため、令和元年度以降のハートフルスペース・ハートフルルームの拡張等の方向性について中期4か年計画及び第3期教育振興基本計画に位置づけ、令和元年度にハートフルスペース1箇所の拡張を実施しました。	引き続き、不登校児童生徒への支援の充実を図っていきます。
○貧困問題の学校における理解促進【教育】	キャリアステージに応じた研修の中で、子どもの人権、子どもの行動理由となる背景の理解の大切さを伝えました。	「子どもの貧困」等、児童生徒理解に関する問題をテーマにした研修の企画や、支援機関との連携により、子どもの現実を確実にとらえていきます。

【施策1 気づく・つなぐ・見守る】

妊娠期から学齢期、青少年期に至るまで困難を抱える子ども・若者、家庭に、保育所・幼稚園、学校、地域、区役所等日常の様々な接点や関わりの中で気づき、関係機関のネットワークを充実させることで支援につなげていきます。また、地域の中で、困難を抱える子ども・若者、家庭に寄り添い、見守ることにより、孤立を防ぎ、安心して暮らすことができる環境づくりを進めます。

1 母子保健施策・地域子育て支援施策

主な取組・事業名	これまでの取組・実績	今後の取組・方向性
○妊娠期から子育て期にわたる相談支援【こ青】	妊娠・出産に関する知識の普及啓発や妊婦健康診査、こんにちは赤ちゃん訪問事業、新生児訪問、乳幼児健康診査など、妊娠から出産・子育てまで、切れ目のない支援を行いました。	妊娠届出時面接や各種母子保健サービスの利用を通じて妊娠期から子育て期にわたる家庭の支援、妊婦や養育者との関係性の構築を引き続き行っていきます。また、各区の実情に応じた事業展開が図れるように、システムにおいて蓄積した情報をより積極的に活用していくことを目指します。
○地域子育て支援拠点における利用者支援事業の実施【こ青】	各区にある地域子育て支援拠点及び乳幼児人口が多い区に整備する拠点サテライトにおいて、専任の職員が保護者からの相談に対応し、必要に応じ専門機関へつなぐなど、適切な支援を実施しました。また、多様な相談への対応が可能となるよう、実践に即したフォローアップ研修を実施しました。	より多様な相談への対応やつながりが可能になるよう、関係機関との連携を深め、フォローアップ研修についても引き続き実施します。

2 学校と区役所等の連携

主な取組・事業名	これまでの取組・実績	今後の取組・方向性
○区役所の学齢期対応の窓口の一本化【こ青】【教育】	令和4年までに全区のこども家庭支援課に「こども家庭総合支援拠点」が整備されることに合わせ、学齢期の相談について、より専門的かつ充実した対応ができる体制として、教育相談体制と区役所の福祉と保健に関する相談体制の検討を行いました。	令和4年度から区こども家庭支援課の「こども家庭相談」において、学齢期を含めた、妊娠から18歳までのこどもとその家庭の福祉と保健の相談に対応を行います。また、教育に関する相談については、教育相談体制と連携します。互いに、これらの専門性を活かし、学齢期の適切な支援につながるよう調整を図っていきます。
○スクールソーシャルワーカー・カウンセラー及び児童支援専任教諭・生徒指導専任教諭の配置【教育】	学校の窓口である専任教諭とスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを含む関係機関との連携を強化し、課題を抱える児童生徒に対する支援を継続的に実施しました。スクールソーシャルワーカーについては、高校・特別支援学校を巡回型支援に移行し、全ての市立学校をスクールソーシャルワーカーが定期的に巡回訪問して支援する体制となりました。	スクールカウンセラーについては、小中一貫型配置の更なる有効活用を行います。スクールソーシャルワーカーについては、虐待や貧困等の困難な課題が多い学校が、福祉行政と連携し、地域とともに児童生徒を支え見守る体制を構築できるよう、体制強化について検討してまいります。
○高校就学継続・進路選択等の支援【一部教育】	平成27年度からスクールカウンセラーを市立高校全校に配置しました。また、産業カウンセラーを28年度は定時制高校2校に、29年度からは定時制高校2校を含む4校に配置しました。	カウンセラーの配置数の拡充等、生徒への効果的な支援につなげるための方法を検討してまいります。

3 総合的な児童虐待防止対策の推進

主な取組・事業名	これまでの取組・実績	今後の取組・方向性
○児童虐待防止啓発地域連携事業【こ青】	児童虐待防止に向けて、市民向けに児童虐待についての理解を深めるための広報・啓発活動を実施しました。また、各区の要保護児童対策地域協議会の活動の推進により、実務者会議やエリア別会議、関係機関訪問など、多様な開催方法で実施し、地域で見守るネットワークが強化されています。	引き続き、区・児童相談所と保育所・学校・警察・医療機関等の関係機関が連携強化を図り、児童虐待の未然防止から早期発見、重篤化の防止、更には再発予防に至るまで、児童虐待対策を総合的に進めます。
○保育所等での見守り強化【こ青】	児童虐待の再発防止や深刻化防止のため、被虐待児を優先的に保育所等に入所させ、見守りを行うとともに、公立保育所においては必要となる保育士の配置、民間保育所等については保育士等を確保するための経費の助成を行いました。	関係機関との連携を深めながら、引き続き見守りを行ってまいります。
○児童相談所等の相談・支援体制の充実【こ青】	児童相談所では増加する相談・通告に対応し、複雑化・深刻化する児童虐待等に適切に対応できるように専門性の高い職員の人材育成を図るため、児童福祉司任用前講習会・任用後研修のほか各種実務研修の実施やOJTの強化に取り組みました。また、よこはま子ども虐待ホットラインの運営等により、夜間・休日においても、緊急の児童虐待通告や相談に対して、迅速に対応しました。	高止まりとなっている児童虐待相談対応件数の状況及び複雑化・深刻化する児童虐待へ対応できる専門性が高い職員の人材育成と保育園や学校、警察等の他機関との連携を図ってまいります。

4 生活困窮者への自立支援

主な取組・事業名	これまでの取組・実績	今後の取組・方向性
○区役所内の関係部署やジョブスポットとの連携強化【健福】 ○地域の相談支援機関等とのネットワーク構築によるアウトリーチ型の自立相談支援事業の推進【健福】	平成27年度より実施している生活困窮者自立支援制度の定着、充実に向けて取り組み、関係部署及びジョブスポットとの連携強化を図りました。生活困窮者に対する包括的な相談支援を実施し、地域の相談支援機関等とのネットワーク構築によるアウトリーチ型の自立相談支援事業の推進として、対象者の早期発見と必要な支援につなぐため、関係機関や地域の身近な相談窓口等とのネットワーク構築を進めました。一方、地域社会から孤立している場合など、潜在的な支援ニーズへの対応が必要となっています。	生活困窮者自立支援については、課題が深刻化する前の段階から早期支援につなげるため、地域ケアプラザをはじめとする地域の身近な相談窓口等とのネットワークを強化し、潜在的なニーズの掘り起こしを行ってまいります。コロナ禍で課題となった、様々な層への情報発信の方法などについても、各種媒体の活用を検討してまいります。

5 子どもを支える地域の取組の支援

主な取組・事業名	これまでの取組・実績	今後の取組・方向性
○地域における子どもの居場所づくり推進事業【こ青】	令和3年度は、令和2年度に実施を見送っていた子どもの居場所づくり活動支援補助金、アドバイザー派遣等事業を実施するとともに、フードバンク等と連携した地域の取組等の支援を新たに実施し、地域における子どもの居場所づくりを推進しました。	新型コロナウイルス感染症禍においても、地域の子どもの居場所の活動が継続され、子どもや家庭とのつながりを維持していけるよう、より効果的な支援方を検討し、実施してまいります。

6 困難を抱える若者の相談・機会の充実

主な取組・事業名	これまでの取組・実績	今後の取組・方向性
○区役所におけるひきこもり等の専門相談【こ青】 ○ひきこもり等の若者支援セミナー・相談会の実施【こ青】	平成29年度から区役所におけるひきこもり等の困難を抱える若者相談の実施をしました（全区・月2回）。また、平成30年度から、地域ユースプラザが各区に出向いて、ひきこもり等の若者支援セミナー・相談会を実施しました。	支援につながっていない方を支援につなぐために、今後も区役所における専門相談やひきこもり等の若者支援セミナー・相談会を実施します。また、これらの取組について、区や関係機関と連携して広く周知してまいります。

【施策2 子どもの育ち・成長を守る】

困難を抱える子どもに対して、質の高い乳幼児期の教育・保育を提供することにより、子どもが自己有用感や自己肯定感を持ちながら健やかに成長できるよう、子どもや家庭の子育てを支えます。また、学齢期の子どもの放課後の居場所や青少年の地域の居場所を充実させることで、その成長を支えていきます。さらに、ひとり親家庭等に対する生活面や学習面での個別のサポートを強化することで、困難を抱えやすい家庭の子どもの育ち・成長を守るとともに、基本的な生活習慣の定着を図り、学齢期以降の学習習慣の基盤を整えます。

1 子どもの育ち・成長の保障

主な取組・事業名	これまでの取組・実績	今後の取組・方向性
○学齢期以降の子どもの居場所【こ青】	7箇所青少年の地域活動拠点運営を実施しました。各拠点では、中高生世代の青少年を対象に、自由に活動したり、交流できる場を新型コロナウイルス感染予防対策を講じた上で提供するとともに、地域と連携したボランティア活動などの社会参加プログラムを実施することで、青少年が主体的な社会の一員として成長できるよう支援しました。	青少年の居場所や多様な体験機会の積極的な提供により、青少年の社会性や協調性、主体性等を育み、社会参画に向かう力を養います。 特に、地域の様々な団体・人材との連携を強化し、地域での青少年の活躍の場を広げたり、青少年への理解者・協力者を増やすことができるよう、運営団体との検討を進めます。

2 ひとり親家庭等の困難を抱える子どもへの支援

主な取組・事業名	これまでの取組・実績	今後の取組・方向性
○ひとり親家庭児童への生活・学習支援（旧：ひとり親家庭児童の生活・学習支援（モデル事業）・R2～：思春期・接続期支援事業）【こ青】	令和2年度から事業転換を図り、ひとり親家庭の親子が、学習や進学、また教育費について将来的な展望を持って取り組むきっかけを生み出すことを目的として、中学1年生のお子様に対する学習支援と、保護者の方に対する相談支援を実施しました。	実施期間の延長や利用定員を増加させるなど、実施内容を工夫することで可能な限り多くの世帯への支援ができるよう取り組みます。
○ひとり親家庭等日常生活支援事業【こ青】	就職活動や家族の病気などにより、一時的に家事・育児に困っているひとり親家庭に、家庭生活支援員を派遣し、日常生活を支援しました。また、小学生以下のお子さんを養育している家庭については、保護者が就業のため帰宅時間が遅くなる場合には、定期的な家庭生活支援員の派遣を可能とし、子どもの生活や子育てを支援しました。	実施事業者やヘルパーの確保が難しく、ニーズがあっても対応できない場合があるため、事業者への働きかけを通じて、受託事業者の増に取り組みます。
○高等学校卒業程度認定試験合格支援事業【こ青】	ひとり親家庭の親及び子の学び直しを支援することにより、より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、安定した雇用につなげていくため、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講する場合に、講座受講料の一部を支給しました。	制度の周知を進め、利用につなげていきます。
○ひとり親家庭等医療費助成【健福】	健康保険に加入している母子家庭、父子家庭などのひとり親家庭等の方に対し、医療機関等に受診した場合、保険診療分の一部負担金を助成し、生活の安定を支援しました。	引き続き助成を行うことで、生活の安定を支援します。
○就学援助・私立学校等就学奨励制度【教育】	経済的な理由でお困りの方に対して学用品費などを援助し、就学を奨励しました。就学援助費制度においては、平成29年度から中学校、30年度から小学校の入学準備費の入学前支給を行っています。令和2年度に新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変した世帯に対し、直近の収入で認定の審査を行う「特別審査」を実施しました。	引き続き小・中学校への就学が困難な児童生徒の保護者に対して学用品費、修学旅行費、給食費などの援助を行います。
○横浜型児童家庭支援センター【こ青】	養育支援が必要な家庭・児童等が地域で安定した生活ができるよう、養育相談や一時預かりなどを区役所や児童相談所と連携して行いました。令和3年度には18区目となる緑区の運営法人が決まり、開設準備を進めました（令和4年5月開設）。	全区整備が完了しましたが、施設の設立時期の違いや児童養護施設併設型や独立型など異なる運営形態がある中で、一定のサービス水準を維持していくことが必要です。施設とも意見交換しながら、児童家庭支援センターのあり方を検討して対応策を共有し、安定した事業推進を図っていきます。

【施策3 貧困の連鎖を断つ】

学校での学習だけでなく、地域等によるきめ細かな学習支援により、子どもの学力向上を図ります。特に、将来の社会的・経済的自立につなげるため、困難を抱える中学生に対し、高校進学に向けた学習支援の充実を図り、社会で求められる知識・能力及び社会性等を身に付けることで職業選択の幅を広げます。また、学校や区役所、民間による相談支援や、経済的な支援により、就学継続や希望する進路の実現につなげます。

1 学習支援

主な取組・事業名	これまでの取組・実績	今後の取組・方向性
○寄り添い型学習支援事業【健福】	生活保護世帯等の子どもを対象に、学習活動等の支援を行い、学習習慣を身につけ、高校進学を促進することで、高校への進学率向上に寄与しました。また、令和元年度にモデル事業として実施していた高校生世代支援を、高校中退防止の取組と一体的に運営することとし、令和2年度からは18区での実施を開始しました。	引き続き、こども青少年局・教育委員会事務局とも連携を図りながら、各区の実情、生徒や世帯の状況を踏まえて区と協力し、支援を行っていきます。
○寄り添い型生活支援事業【こ青】	養育環境に課題があり、支援を必要とする家庭に育つ小中学生等に対し、基本的な生活習慣や学校の勉強の復習や宿題等の習慣を身につけるための支援を行いました。令和3年度に実施か所数を3か所拡充し、18区20か所で実施しました。	支援を必要とする児童を支援につなげるため、送迎強化の実施など事業の拡充を実施していきます。また、事業者の生活支援能力の向上及び事業趣旨理解の深化等を目的として、マニュアル作成及び研修を行います。

2 進学支援・就学継続支援

主な取組・事業名	これまでの取組・実績	今後の取組・方向性
○被保護者自立支援プログラム（教育支援事業）【健福】	区生活支援課に教育支援専門員を配置し、生活保護を受給する世帯の中学生および高校生世代（概ね16～19歳）とその養育者に対し、家庭訪問等による就学に関する各種制度や生活保護制度に関する情報提供、進学の意欲喚起、各種相談機関の利用支援等、進学・就学のための支援を行いました。	引き続き、生活保護受給世帯の進学・就学のための支援を行うとともに、高校生世代への支援等、関係機関と連携し、将来の自立に向けて支援を進めていきます。
○高等学校奨学費【教育】	経済的な理由や家庭の事情により高等学校での修学が困難な方へ、返還不要の高等学校奨学金の支給や定時制高等学校教科書費の支給などを行いました。	引き続き支給を行います。

【施策4 困難を抱える若者の力を育む】

地域において若者を見守り、社会参加を支援する環境づくりを推進することにより、これまで支援機関につながらなかった若者を支援に結び付けます。また、専門機関の支援体制の充実により、初期相談からの段階的な支援により自立を促していきます。さらに、専門機関と地域が連携しながら、必要に応じて自立後の支援にも取り組むなど、困難を抱える若者が、地域社会の中で見守られつつ、自立して暮らしていくことができる環境づくりを進め、若者の現在および将来の生活の安定を図ります。

1 困難を抱える若者の相談・就労支援体制

主な取組・事業名	これまでの取組・実績	今後の取組・方向性
○青少年相談センターにおける相談・支援事業【こ青】	青少年に関する総合的な相談（電話相談、来所による個別相談及び家庭訪問）や青少年の自立及び社会参加の支援（不登校・ひきこもり等の青少年を対象に、対人関係の調整や社会参加を支援するためのグループ活動や宿泊体験、家族セミナーなどによる家族支援等）、青少年の問題に関する情報の提供及び普及啓発、子ども・若者への支援者を対象としてスキルアップ研修の実施に取り組みました。	今後も青少年及びその保護者を対象に総合相談や社会参加に向けた継続支援を行います。また、関係機関等への専門的な助言、研修等による人材育成、関係機関や地域との連携など若者支援機関としての取組を強化します。
○地域ユースプラザ事業【こ青】	地域における青少年に関する総合相談（電話相談、来所相談等）や区役所におけるひきこもり等の困難を抱える専門相談の実施の実施（平成29年度から開始、全区において月2回）、ひきこもり状態からの回復期にある青少年の居場所の運営、社会体験・就労体験プログラムの実施等を行いました。	地域の方の困難を抱える若者への理解を促進するとともに、関係機関等への研修や連絡会などを通じて、困難を抱える若者への支援方法の共有や連携を強化することによる支援の質の向上を目指します。
○若者サポートステーション事業【こ青】	困難を抱える15歳から39歳までの若者及びその保護者を対象に、就労に向けた総合相談や就労セミナー、就労訓練等を実施し、職業的自立に向けて支援しました。 また、若者サポートステーションの支援を受けて就職した若者に、就労後の職場定着のためのフォロー等の実施や、より安定した就労形態にステップアップできるよう支援しました。	新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、利用者数が伸び悩むといったことがある一方で、現時点でも支援が行き届いていない若者が多くいることが予想されるため、引き続き広報の強化による利用促進を図っていきます。
○よこはま型若者自立塾における支援【こ青】	長期にわたって不登校、ひきこもり状態にあった若者などを対象に、低下した体力を回復するための体づくりを行うとともに、合宿型訓練による共同生活を通じ、生活リズムの立て直しや他人とのかかわり方の習得など、生活改善に向けた支援を行うことによって、若者の社会的・経済的自立を推進しました。また、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、短期合宿型訓練のメニューとして、市内で行う通所型訓練を実施しました。	合宿型訓練は、利用者が利用に際してハードルが高いと感じることが多いため、事前の体験プログラム（一泊体験合宿）等を充実させていきます。引き続き、利用につながりやすい事業にするため、事業スキーム等を運営事業者とともに検討していきます。

2 困難を抱える若者の自立に向けた環境整備

主な取組・事業名	これまでの取組・実績	今後の取組・方向性
○施設等退所後児童アフターケア事業【こ青】	児童養護施設等に入所中の児童及び退所者に対し、支援コーディネーターが、就労や進学をはじめ、生活全般にわたる情報提供、相談、支援等を行いました。また、年度中に18歳到達等により施設を退所する児童の継続支援計画を、施設職員や里親、児童相談所等と連携して作成し、退所後の支援につなげました。	引き続き、児童養護施設等に入所中の児童及び退所者に対する支援等や、施設等と連携して継続支援計画を作成することにより、安定した生活が継続できるよう支援を行っていきます。

【施策5 生活基盤を整える】

現金給付等の経済的な支援により、暮らしを保障するとともに、保護者への就労促進等により、生活自立に向けて支援します。

1 生活基盤を支える現金給付

主な取組・事業名	これまでの取組・実績	今後の取組・方向性
○生活保護【健福】	生活困窮者に対して、国の定める基準によりその困窮の程度に応じて、生活・教育・住宅・医療・介護・出産・生業・葬祭の8種類の扶助費を支給し、最低限度の生活を保障し、自立に向けた相談援助を行いました。	引き続き、必要な扶助費を支給することで、最低限度の生活を保障し、自立に向けた相談援助を行います。
○児童扶養手当【こ青】	児童扶養手当法の改正により、令和3年3月分から、障害基礎年金等の受給者についての併給調整の方法が見直され、児童扶養手当の額が障害基礎年金等の子の加算部分の額を上回る場合、その差額を受給できるようになりました。障害基礎年金等を受給している受給資格者の支給制限に関する所得の範囲に非課税公的年金給付等が加わりました。	引き続き、今後も適正な審査及び円滑な支給を行い、ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与していきます。

2 保護者の就労促進

主な取組・事業名	これまでの取組・実績	今後の取組・方向性
○被保護者や生活困窮者への就労支援【健福】	区生活支援課に就労支援専門員を配置し、就労可能な生活保護受給者に対して、求人情報の提供やハローワーク等での求職活動をして自立を促すとともに、すぐに就労に結びつかない被保護者に対しては、生活訓練、社会訓練や職業体験などを通して就労への意欲を高める取組を行うなど、就労実現に向けた支援を行いました。	被保護者自立支援プログラム（就労支援事業）については、就労支援対象者が速やかに就労支援につながるよう、適切な時期に就労支援専門員やジョブスポットを活用し、より多く就労に繋がるよう、様々な事業と連携しながら取組を推進していきます。
○母子・父子家庭自立支援給付金事業【こ青】 ○高等職業訓練促進資金貸付事業【こ青】	ひとり親家庭等の保護者が、適職に就くために必要な技術や資格を取得するための講座を受講した場合の受講料の支給や、看護師等の経済的自立に効果的な資格を取得するための修業期間の生活費を支給することにより、生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にするとともに、より良い条件での就職や転職へつなげました。	他の制度との併給の可否が分かりにくいという声があるため、案内チラシやウェブページの内容の改善に取り組みます。また、高等職業訓練促進資金貸付事業を拡充し、自立に向けて意欲的に取り組むひとり親家庭の親に対し、家賃の支援として住宅支援資金の貸付制度を実施します。
○母子家庭等就業・自立支援センター【こ青】	ひとり親家庭からの相談を受付ける総合的な窓口として、就労相談や情報提供、ひとり親家庭同士の交流、弁護士等による専門的な相談などを関係機関と連携しながら実施しました。	今後も伴走型の自立支援を推進し、ひとり親家庭の個々の状況に合わせた就労支援や能力開発のための支援を行います。

3 子育て世帯への経済的支援等

主な取組・事業名	これまでの取組・実績	今後の取組・方向性
○児童手当【こ青】	児童を養育している家庭等における生活の安定と、児童の健やかな成長を目的として、当該児童の養育者に手当を支給しました。	今後も適正な審査及び円滑な支給を行い、児童を養育している家庭等における生活の安定と児童の健やかな成長を支援します。
○小児医療費助成【健福】	平成31年4月から、通院助成を「小学6年生まで」から「中学3年生まで」に拡大しました。令和3年4月からは、2歳児までの所得制限をなくしました。	引き続き助成を行うことで、生活の安定を支援します。また、「横浜市中期計画2022～2025」（素案）に所得制限及び一部負担金の撤廃を盛り込みました。
○新たな住宅セーフティネット事業【建築】	住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅（セーフティネット住宅）として登録された住宅のうち、要件を満たす一部の住宅に対する家賃及び家賃債務保証料の補助制度を実施しているほか、ひとり親向けシェアハウスの供給を促進するよう、セーフティネット住宅の登録基準を令和2年6月に緩和しました。 また、宅地建物取引業者、居住支援団体、民間団体及び横浜市関係課で構成される「横浜市居住支援協議会」を平成30年10月に設立し、住宅確保要配慮者や住宅確保要配慮者を受け入れるオーナーを対象とした相談窓口を令和元年8月に開設しました。	横浜市居住支援協議会と連携し、子育て世帯や児童養護施設等退所者を含む住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への入居の円滑化や居住支援の取組を進めていきます。

令和4年度の重点取組の進捗状況（令和4年9月末時点）

1 将来の自立に向けた基盤づくりのための「生活支援・学習支援」

事業名	取組及び新規・拡充内容等	令和4年9月末の状況
寄り添い型生活支援事業 《こども青少年局 青少年育成課》	○養育環境に課題がある家庭に育つ小・中学生等に対し、生活・学習習慣（食事、歯磨き、宿題など）の習得のための支援を実施します。 ○ <u>実施か所数 1か所増</u> （3年度：18区・20か所） また、 <u>事業所から遠方に居住する児童や低学年児童等の利用促進及び安全確保のため、送迎を強化</u> します。	18区20か所で実施中 （今年度中に1か所新規実施予定）
寄り添い型学習支援事業 《健康福祉局生活支援課》	○貧困の連鎖の防止に向け、将来の自立に重要な高校進学を希望する中学生に対する学習支援を全区で実施します。 また、高校に行っていない子どもも含めた高校生世代に対し、将来の自立に向けた講座の開催や、居場所等の支援を実施します。 ○実施か所数 18区・41か所（3年度：44か所）	18区41か所で実施中 （新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、令和4年度は臨時教室を設けていないため、3か所減で実施）
放課後学び場事業 《教育委員会事務局 学校支援・地域連携課》	○家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分に身につけていない小・中学生に対する学習支援を学校等において実施します。 ○実施校：35校（小学校）、73校（中学校 ※） ※ <u>4年度から新たに企業やNPO法人による運営委託を10校程度で実施</u>	【申請校数】 ・小学校：36校 ・中学校：72校 ※中学校のうち7校は企業・NPO法人等運営型での実施
就学奨励事業 《教育委員会事務局 学校支援・地域連携課》	○小・中学校へ通学させるのに経済的な理由でお困りの児童生徒の保護者に対し、学用品費、修学旅行費、学校給食費等を援助し、就学を奨励します。また、小・中学校への入学前に学用品等を購入するための入学準備費の支給を実施します。小学校・中学校の個別支援学級に通学する方の経済的負担を軽減することを目的として、就学奨励費を支給します。	【就学援助認定者数】 ・小学校：17,652人 ・中学校：10,322人

2 困難を抱える子ども・若者、家庭を支援につなぐ「仕組みづくり」

事業名	取組及び新規・拡充内容	令和4年9月末の状況
<p>地域における子どもの居場所づくり推進事業 ≪こども青少年局 地域子育て支援課≫</p>	<p>○「子ども食堂」等の地域の取組が推進されるよう、支援に取り組みます。 ○子どもの居場所づくり活動支援補助金の交付 ○子どもの居場所づくり支援アドバイザーの派遣による相談支援 ○<u>フードバンク等と連携した食材等の配布<拡充>等</u></p>	<p>・補助金：8件申請受付 ・アドバイザー派遣：申込受付中 ・フードバンク等と連携した地域の取組の支援：延べ48団体に対して食材を提供</p>
<p>ひきこもり支援の推進 ≪こども青少年局 青少年育成課、 青少年相談センター、 健康福祉局 ひきこもり支援課≫</p>	<p>○青少年相談センター（ひきこもり地域支援センター）において、ひきこもり等困難を抱える若者の自立及び社会参加に向けた支援を進めていきます。また、<u>健康福祉局と連携し、ひきこもり支援体制を強化することにより、切れ目なく全ての年代の方に寄り添った支援に取り組んでいきます。</u></p>	<p>・青少年相談センターにおいて、電話、来所等による相談、グループ活動などの支援を実施中 【電話相談件数】894件 ※令和4年9月末時点 ・令和4年4月に健康福祉局ひきこもり支援課が新設。こども青少年局と健康福祉局の共同運営で「ひきこもり相談専用ダイヤル」を開設するなど、支援体制を強化。</p>
<p>ヤングケアラーの支援に向けた取組 ≪こども青少年局 企画調整課、 健康福祉局 障害施策推進課、 教育委員会事務局 人権教育・児童生徒課≫</p>	<p>○本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども、<u>いわゆる「ヤングケアラー」について、本市における実態を把握するための調査を実施します。</u> また、<u>社会的認知度の向上を図り、早期発見につなげていくため、市民や関係機関向けの広報・啓発としてリーフレットを作成するほか、理解促進のためのフォーラムを開催します。</u></p>	<p>【実態把握調査】 6月から7月にかけて調査を実施し、11月末に結果を公表予定。 【広報・啓発】 リーフレットや広告動画の作成、フォーラムについては下半期に予定。</p>
<p>困難を抱える高校生支援事業（市立横浜総合高校「ようこそカフェ」運営支援） ≪教育委員会事務局 高校教育課≫</p>	<p>○様々な困難を抱える生徒の社会的孤立の予防やコミュニケーション能力の向上、キャリア形成の支援等のための取組を実施します。 ○横浜総合高校において、無料で飲み物等を用意し、リラックスした友人との交流の場を提供するとともに、大学生や社会人との交流・相談の場づくり、相談スタッフによる個別相談の実施 等 ○他県での農業体験、漁業体験など、就業体験プログラムの実施</p>	<p><ようこそカフェ> ・実施回数：13回（4月～） ・参加人数：延べ3,840人 ・情報共有件数：25件 <食育プログラム> ・実施回数：12回 ・提供食数：3,554食 <就業体験> 「梨の収穫・出荷体験」 ・実施回数：2回 ・参加人数：46人 <その他> 「オリンピック選手との交流事業」 ・参加人数：40人</p>

3 生活の安定と自立に向けた「ひとり親家庭への支援」

事業名	取組及び新規・拡充内容等	令和4年9月末の状況
児童扶養手当 《こども青少年局 こども家庭課》	○ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与するため、児童の福祉の増進を図ることを目的として、手当を支給します（年6回）。	令和元年11月支給分から年6回の支給を実施中。
ひとり親家庭自立支援事業 《こども青少年局 こども家庭課》	○ひとり親家庭に対する就業支援や生活支援等の総合的な自立支援を進めます。 ○子への学習支援及び親への相談支援を行う「ひとり親家庭思春期・接続期支援事業」の利用定員を拡充（50世帯→80世帯）します。	【ひとり親家庭思春期・接続期支援事業】 83世帯に利用決定
ひとり親世帯に対する減免制度の創設 《こども青少年局 保育・教育運営課、 地域子育て支援課》	○多様な保育ニーズに対応した一時保育などを経済的負担なく利用できる環境を整備しています。4年度は新たに、ひとり親家庭及び市民税非課税世帯を対象に横浜子育てサポートシステム事業の利用料減免を行います。	【減免の利用者数】 ・乳幼児一時預かり事業 460人 ・一時保育事業 151人 ・病児保育事業 111人 【横浜子育てサポートシステム事業】 ・チラシ及びマニュアル等の整備及び事業者への概要説明を実施

4 孤立を防ぎ、自立につなぐ「施設等を退所する子どもへの支援」

事業名	取組及び新規・拡充内容等	令和4年9月末の状況
施設等退所後児童に対するアフターケア事業 《こども青少年局 こどもの権利擁護課》	○支援拠点（よこはまPortFor）の運営や、訪問等により個々の状況を継続的に把握し、生活全般や住まい等の相談支援を実施します。 また、資格等取得、大学等初年度納入金及び家賃の支給等、進学・就職後のフォローアップを行います。	年度中に18歳到達等により施設等を退所する児童等（約70名）について、就労・進学をはじめ生活全般に関する相談等や、支援コーディネーターが施設や里親家庭を訪問し、継続支援計画の作成及び進路や退所後の支援体制を確認するとともに、支援拠点の利用登録を勧奨しています。 《令和4年9月末時点》 【よこはまPortFor 来場者数】337人 【資格等取得支援事業申請数】2件 【大学等初年度納入金申請数】4件 【家賃補助申請数】2件

横浜市におけるヤングケアラーに関する 実態把握調査結果について

調査の実施概要

調査目的

横浜市におけるヤングケアラー(※)の生活状況や世話をしていることによる生活への影響、支援ニーズ等を把握し、適切な支援策を検討する。

(※)法令上の定義はないが、一般に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものこと。

調査対象

横浜市内の公立学校に通う小学5年生、中学2年生、高校2年生(合計約7万5千人)

調査内容

学校生活等に関すること	出席状況、部活動への参加状況、授業への意欲、悩み 等
家庭や家族に関すること	世話をしている家族の有無・状況・頻度、世話をしていることによる影響、周りの大人にしてもらいたいこと 等
ヤングケアラーについて	ヤングケアラーという言葉の認知度、自分がヤングケアラーにあてはまると思うか 等

調査の実施概要

調査手法

各学校を通じ、生徒本人に調査概要や調査回答フォームの二次元コード等を記載した用紙を配布し、各生徒はWeb上で回答(回答は任意)。

調査期間

令和4年6月17日(金)～7月22日(金)

回答者数(率)

全体: 45,490 人(回答率:約60.0%)

小学5年生: 22,485 人(回答率:約75.0%)

中学2年生: 19,133人(回答率:約73.6%)

高校2年生: 3,872人(回答率:約20.4%)

ヤングケアラーという言葉の認知度

ヤングケアラーという言葉聞いたことがある子どもは、いずれの学年も約3~4割程度となっている。

あなたは「ヤングケアラー」という言葉をこれまで聞いたことがありますか

- 聞いたことがあり、よく知っている
- 聞いたことはあるが、よく知らない
- 聞いたことはない
- わからない、無回答

小学5年生
(n=22,016)



中学2年生
(n=18,977)



高校2年生
(n=3,863)



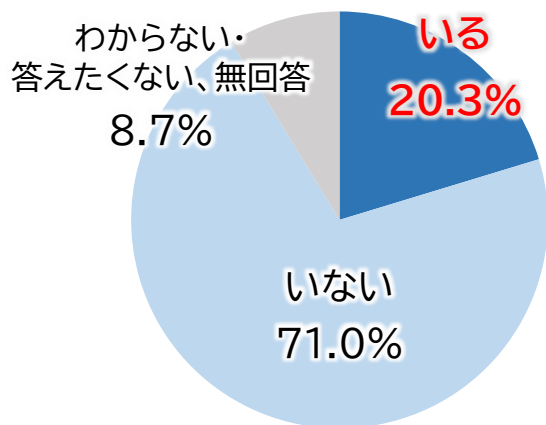
世話をしている家族の有無

小学5年生の20.3%(5人に1人)、中学2年生の13.5%(7人に1人)、高校2年生の5.4%(19人に1人)が家族の中に世話をしている人が「いる」と回答している。

家族の中にあなたがお世話をしている人はいますか

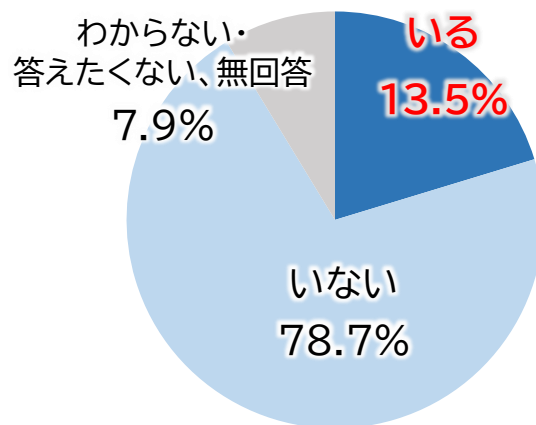
小学5年生

(n=22,016)



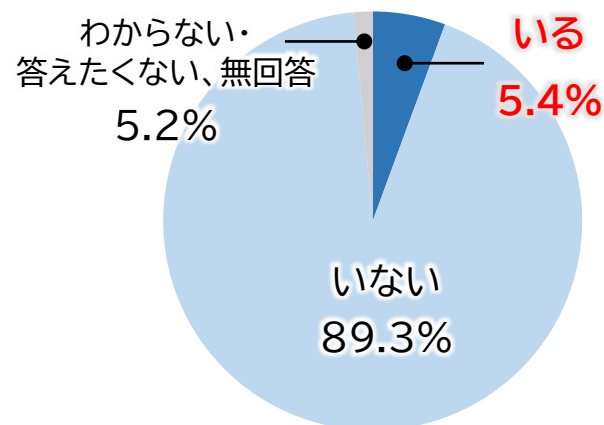
中学2年生

(n=18,977)



高校2年生

(n=3,863)

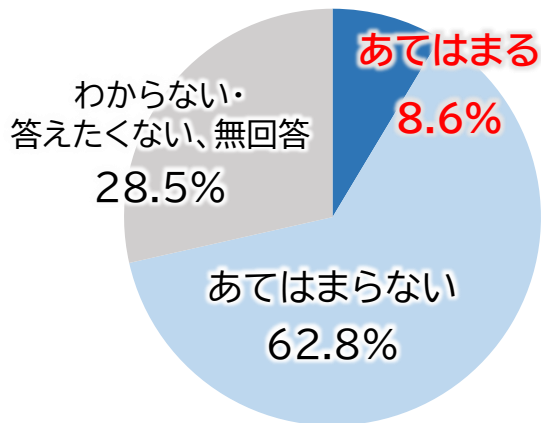


自分がヤングケアラーであると思うか (対象:家族の世話をしている子ども)

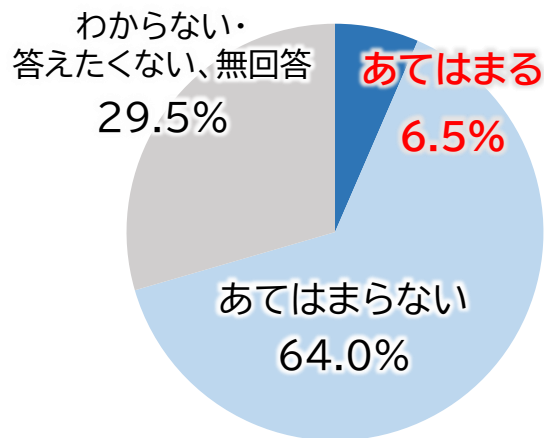
自分がヤングケアラーだと思う子どもの割合は、小学5年生で8.6%(全体の約1.7%)、中学2年生の6.5%(全体の約0.9%)、高校2年生の11.0%(全体の約0.6%)となっている。

あなたは自分が「ヤングケアラー」にあてはまると思えますか

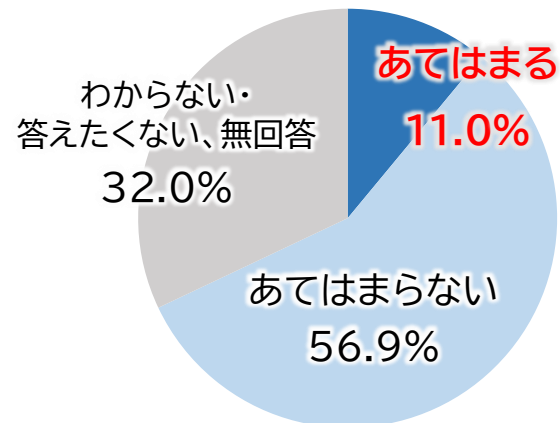
小学5年生
(n=4,463)



中学2年生
(n=2,555)



高校2年生
(n=209)



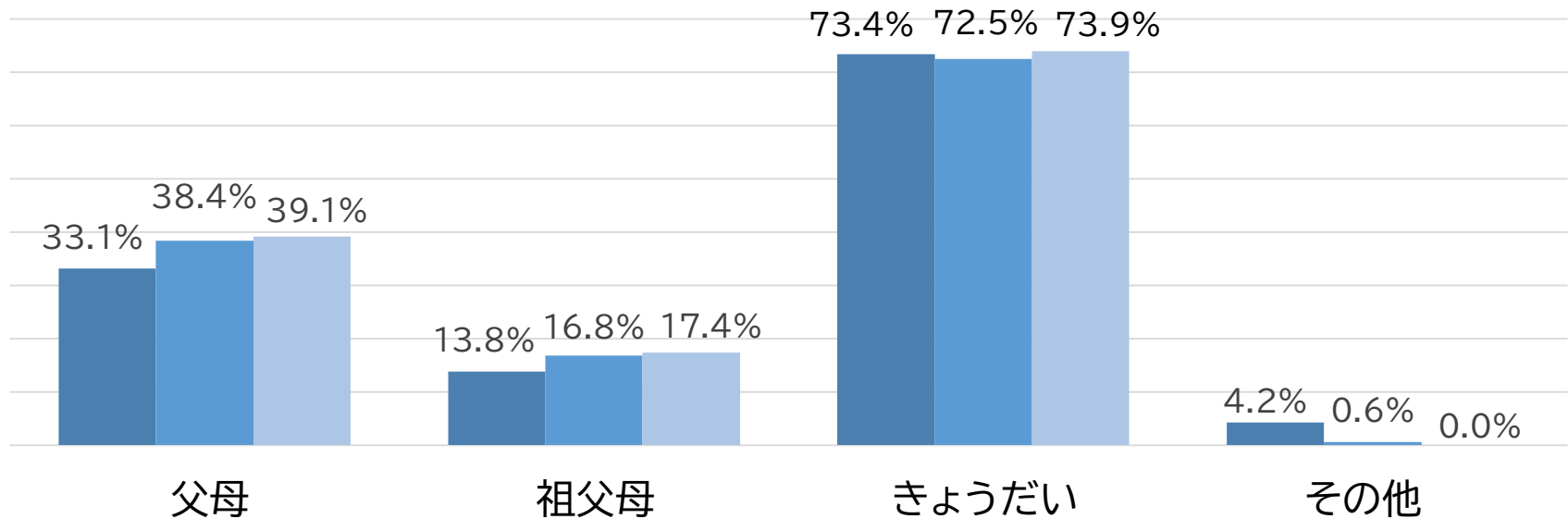
世話をしている相手

(対象:家族の世話をしており、自分をヤングケアラーだと思う子ども)

いずれの学年も「きょうだい」が最も多く、次いで「父母」「祖父母」となっている。

あなたがお世話をしている相手は誰ですか(複数回答)

■小学5年生(n=384) ■中学2年生(n=167) ■高校2年生(n=23)



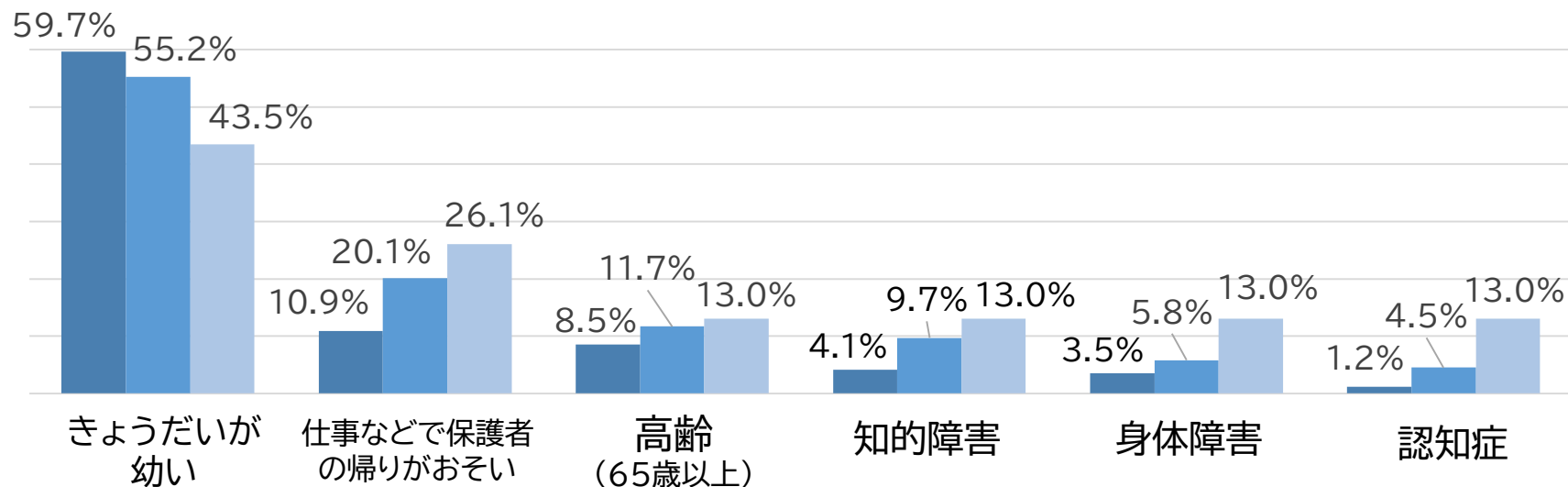
世話をしている理由

(対象:家族の世話をしており、自分をヤングケアラーだと思う子ども)

いずれの学年も「きょうだいが幼い」が最も多く、次いで「仕事などで保護者の帰りが遅い」となっている。高校生は他の学年と比較し、家族の障害や病気などの理由が多くなっている。

あなたがお世話をしている理由を教えてください(複数回答)

■小学5年生(n=340) ■中学2年生(n=154) ■高校2年生(n=23)



世話をしている理由の数

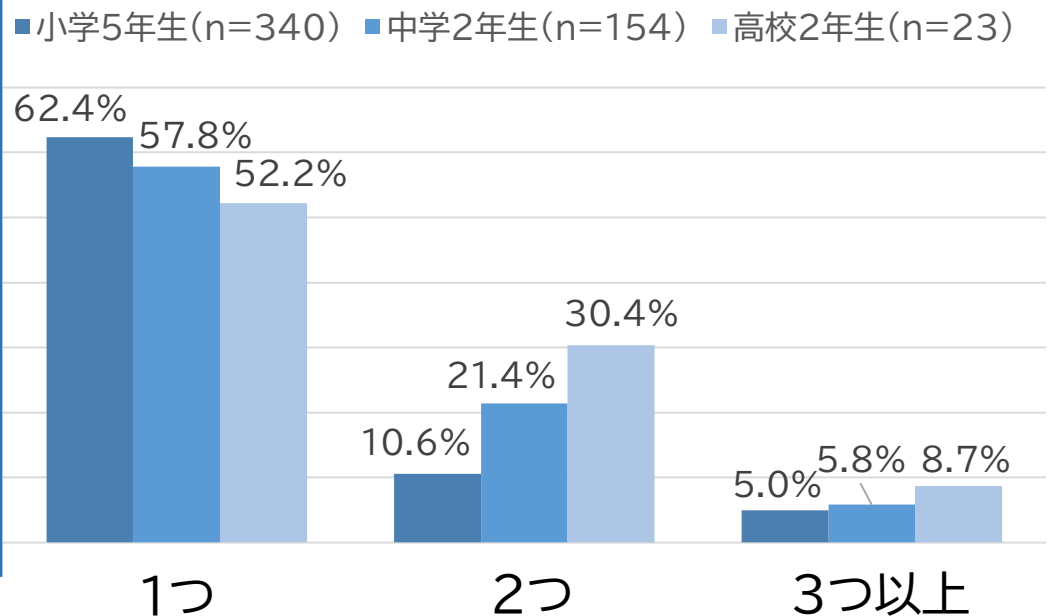
(対象:家族の世話をしており、自分をヤングケアラーだと思う子ども)

複数の理由で家族のお世話をしている子どもも見られる。また、学年が上がるにつれ、その割合が増える傾向にある。

<お世話をしている理由>

- きょうだいが幼い
- 仕事などで保護者の帰りが遅い
- 高齢(65歳以上)
- 知的障害
- 身体障害
- 認知症
- こころの病気(うつ病など)
※疑いをふくむ
- 日本語が苦手 など

お世話をしている理由の数



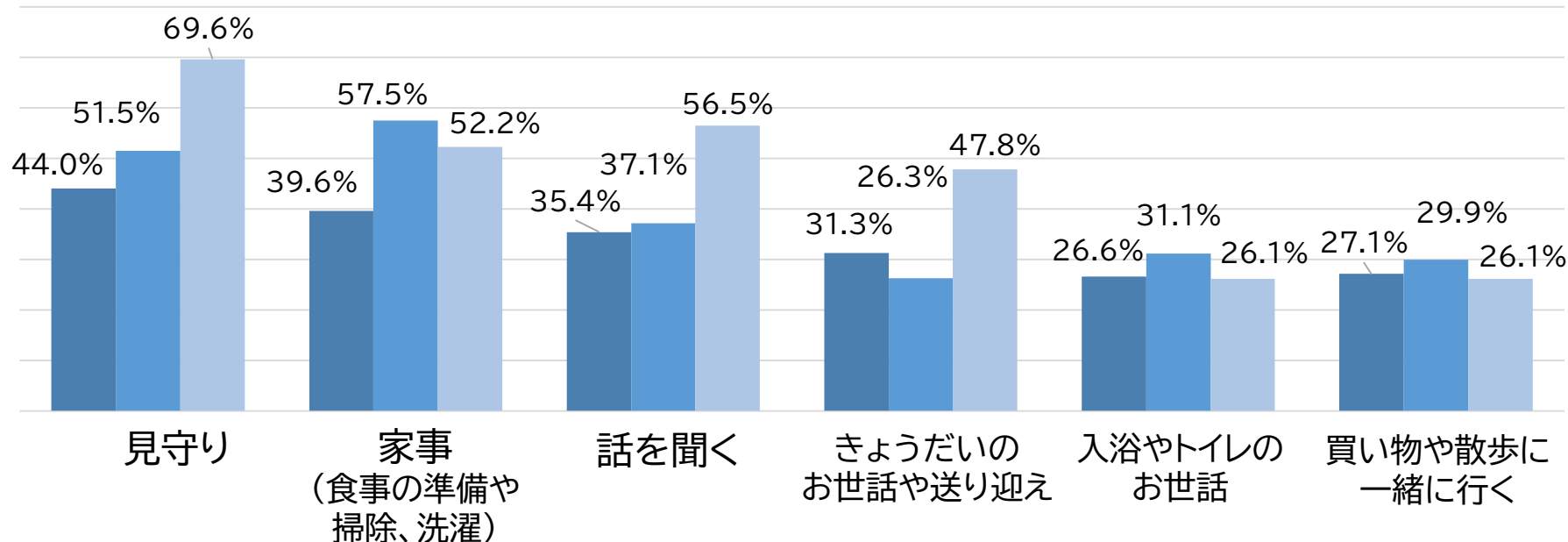
世話の内容

(対象:家族の世話をしており、自分をヤングケアラーだと思う子ども)

いずれの学年も、「見守り」や「家事」、「話を聞く」など様々であるが、高校生は他の学年と比較し、多くの内容を担っている状況が見られる。

あなたはどのようなお世話をしていますか(複数回答)

■小学5年生(n=384) ■中学2年生(n=167) ■高校2年生(n=23)



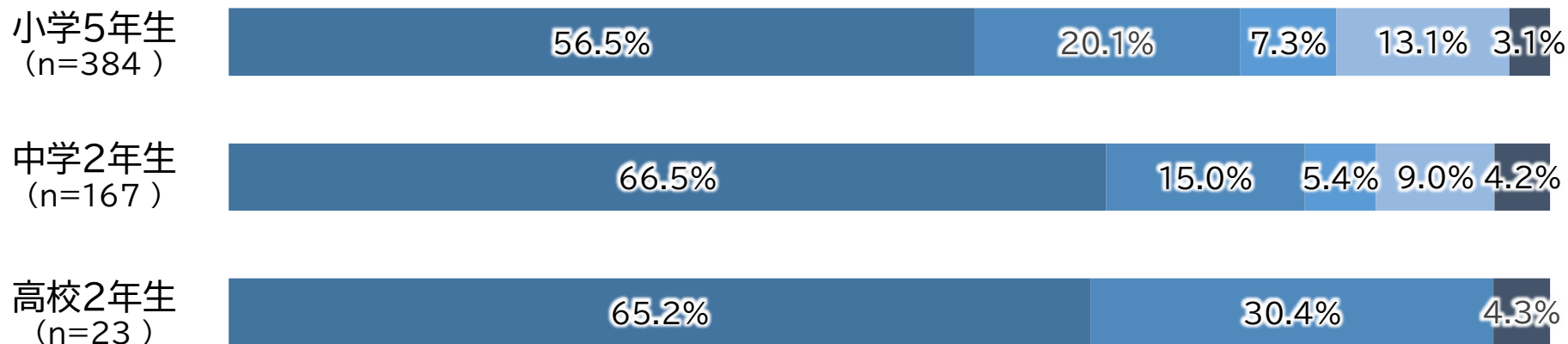
世話の頻度

(対象:家族の世話をしており、自分をヤングケアラーだと思う子ども)

いずれの学年も「ほぼ毎日」が最も多く、高校生は約95%が週に3日以上世話をしている。

あなたがお世話をしている頻度を教えてください

- ほぼ毎日
- 週に1日～2日
- わからない・答えたくない、無回答
- 週に3日～5日
- 1か月に数日・その他



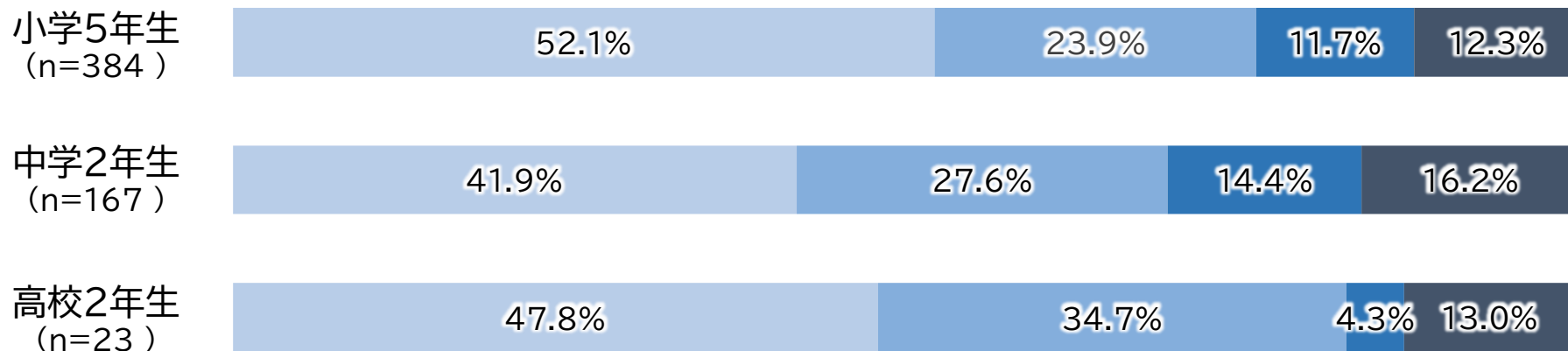
世話に費やす時間

(対象:家族の世話をしており、自分をヤングケアラーだと思う子ども)

いずれの学年も「3時間未満」が最も多いが、一部の子どもについては「7時間以上」世話をしている。

あなたは1日に何時間くらいお世話をしていますか
(日によって違う場合は、この1か月で一番長かった日の時間を教えてください)

- 3時間未満
- 3時間～7時間未満
- 7時間以上
- わからない・答えたくない、無回答



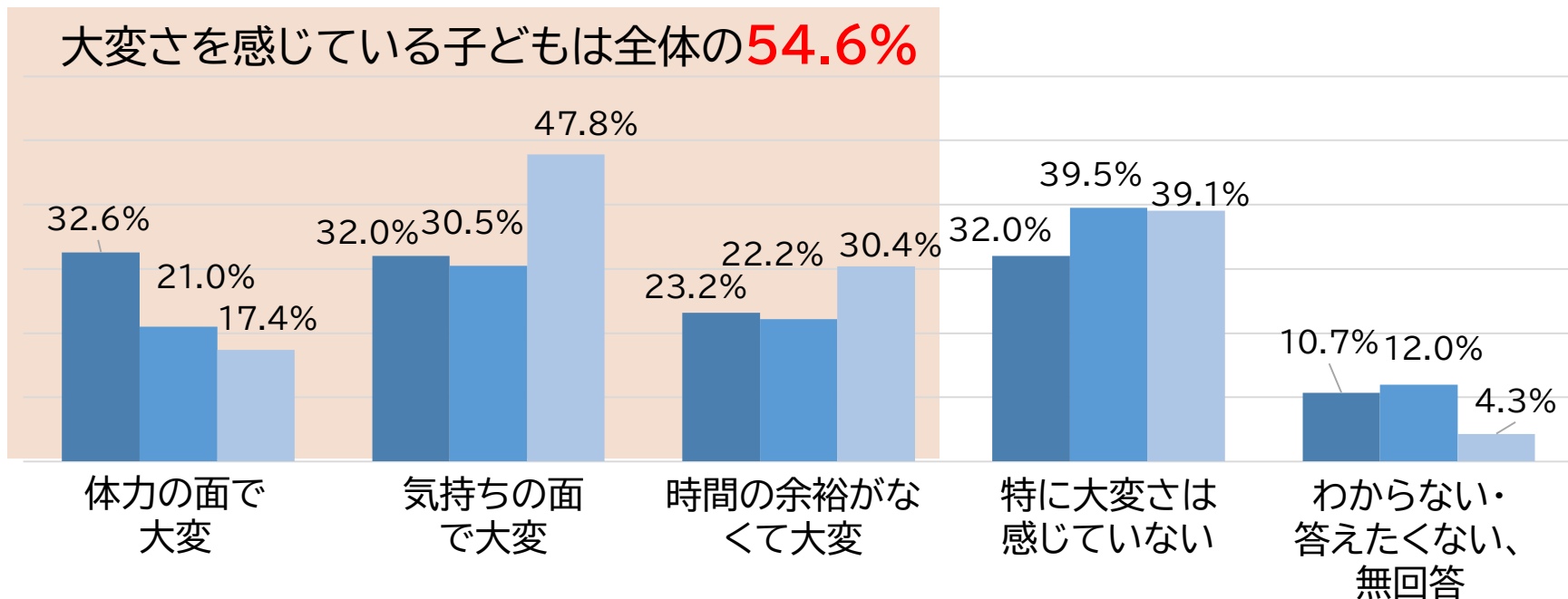
世話をすることを感じているきつさ

(対象:家族の世話をしており、自分をヤングケアラーだと思う子ども)

子どもの過半数が、体力や気持ちの面などで大変さを感じており、特に高校生は気持ちの面で大変さを感じている割合が高い。

世話をすることを感じているきつさ(複数回答)

■小学5年生(n=384) ■中学2年生(n=167) ■高校2年生(n=23)



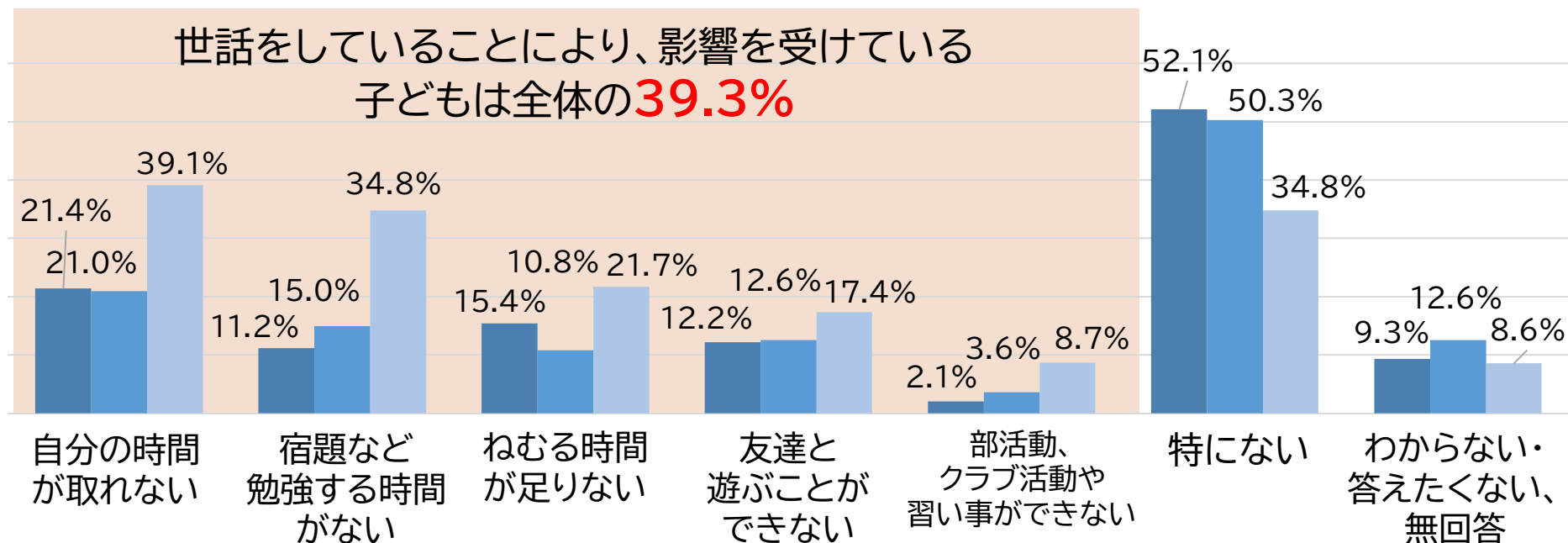
世話をしていることによる影響

(対象:家族の世話をしており、自分をヤングケアラーだと思う子ども)

子どもの約4割が、「自分の時間が取れない」「宿題など勉強する時間がない」などの世話による影響を受けている。

世話をしているために、やりたいけれどできていないこと(複数回答)

■小学5年生(n=384) ■中学2年生(n=167) ■高校2年生(n=23)



世話をしていることについての相談経験

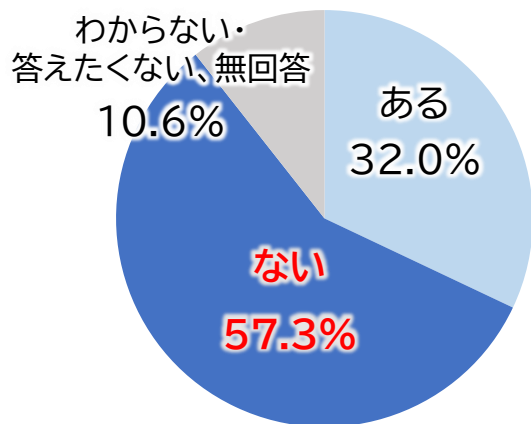
(対象:家族の世話をしており、自分をヤングケアラーだと思う子ども)

小学生及び中学年の約6割、高校生の約4割が相談したことが「ない」と回答している。

あなたがお世話をしている家族のことや、お世話の悩みについて
誰かに相談したことはありますか

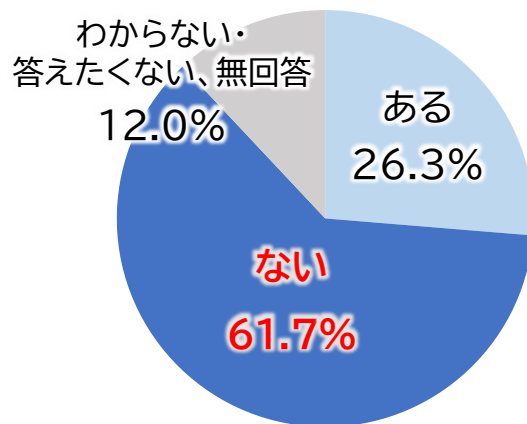
小学5年生

(n=384)



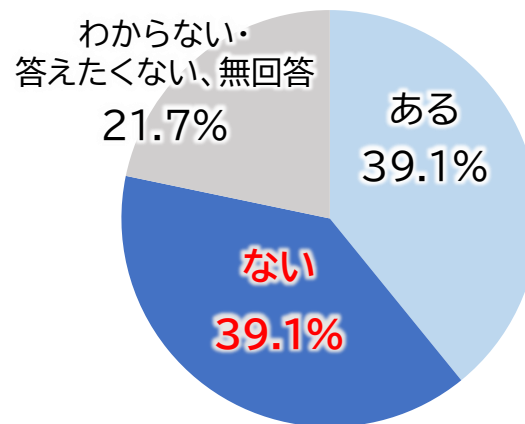
中学2年生

(n=167)



高校2年生

(n=23)



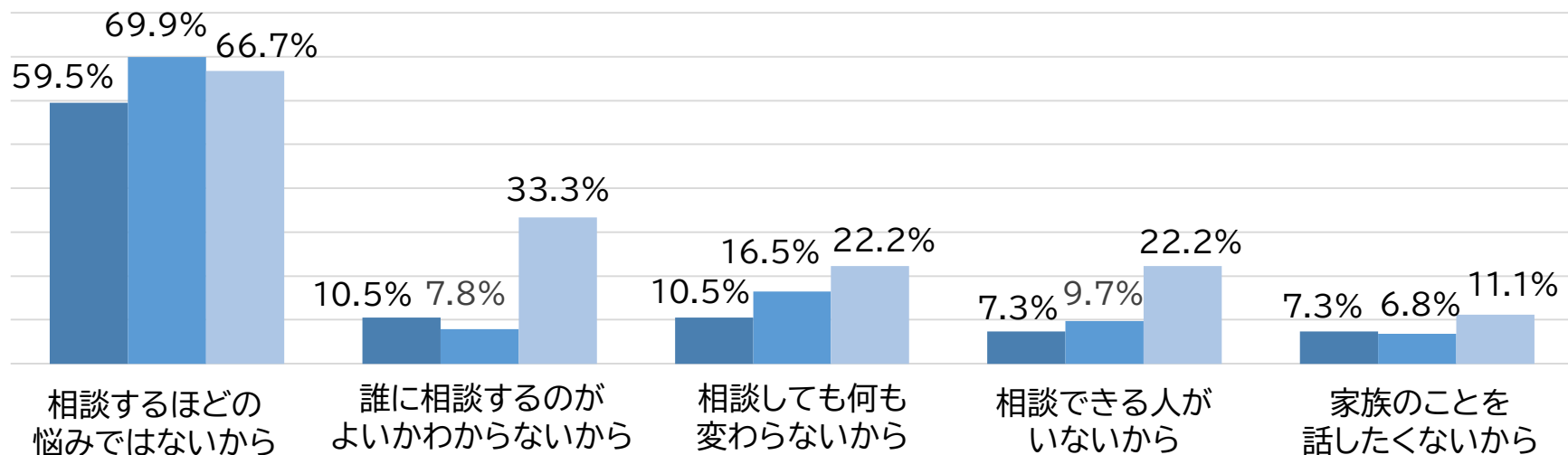
世話について相談したことがない理由

(対象:家族の世話をしており、自分をヤングケアラーだと思う子ども)

いずれの学年も「誰かに相談するほどの悩みではない」との回答が最も高く、「誰に相談するのがよいかわからないから」「相談しても何も変わらないから」といった回答も見られる。

お世話について相談したことがない理由を教えてください(複数回答)

■小学5年生(n=220) ■中学2年生(n=103) ■高校2年生(n=9)



周りの大人にしてもらいたいこと

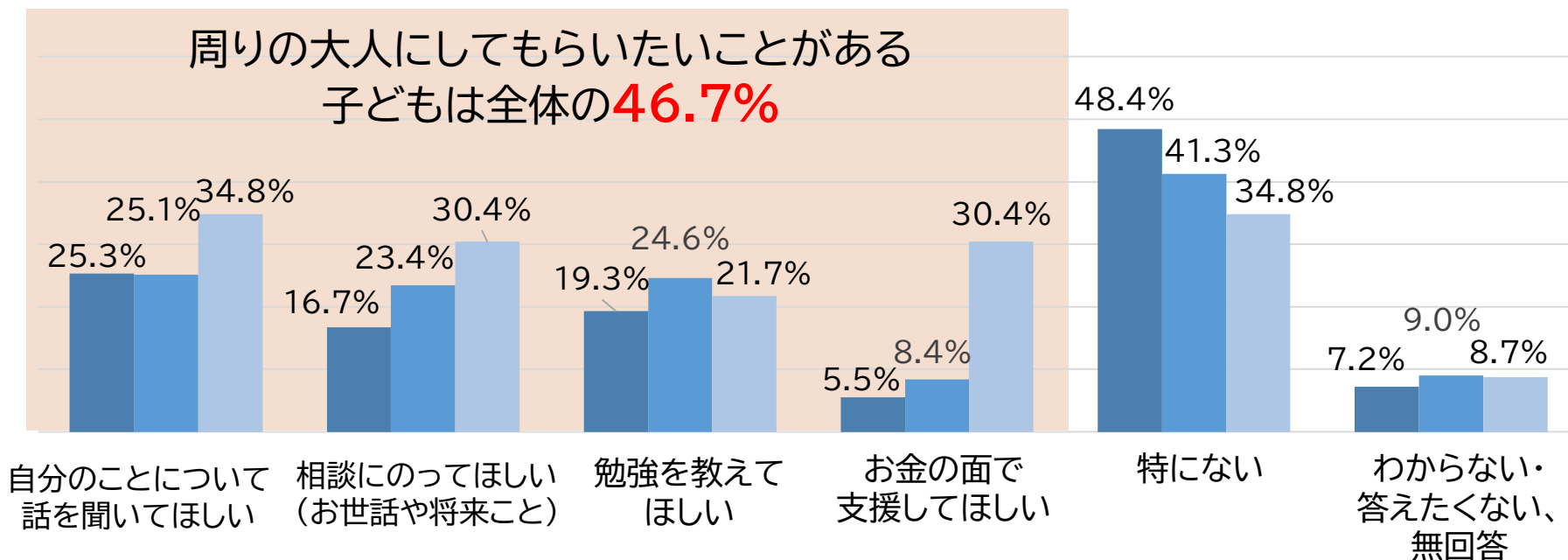
(対象:家族の世話をしており、自分をヤングケアラーだと思う子ども)

子どもの約半数が、周囲の大人に対し、「自分のことについて話をきいてほしい」「勉強を教えてほしい」など、してもらいたいことが「ある」と回答している。

あなたは周りの大人にしてもらいたいことはありますか(複数回答)

■小学5年生(n=384) ■中学2年生(n=167) ■高校2年生(n=23)

周りの大人にしてもらいたいことがある
子どもは全体の**46.7%**

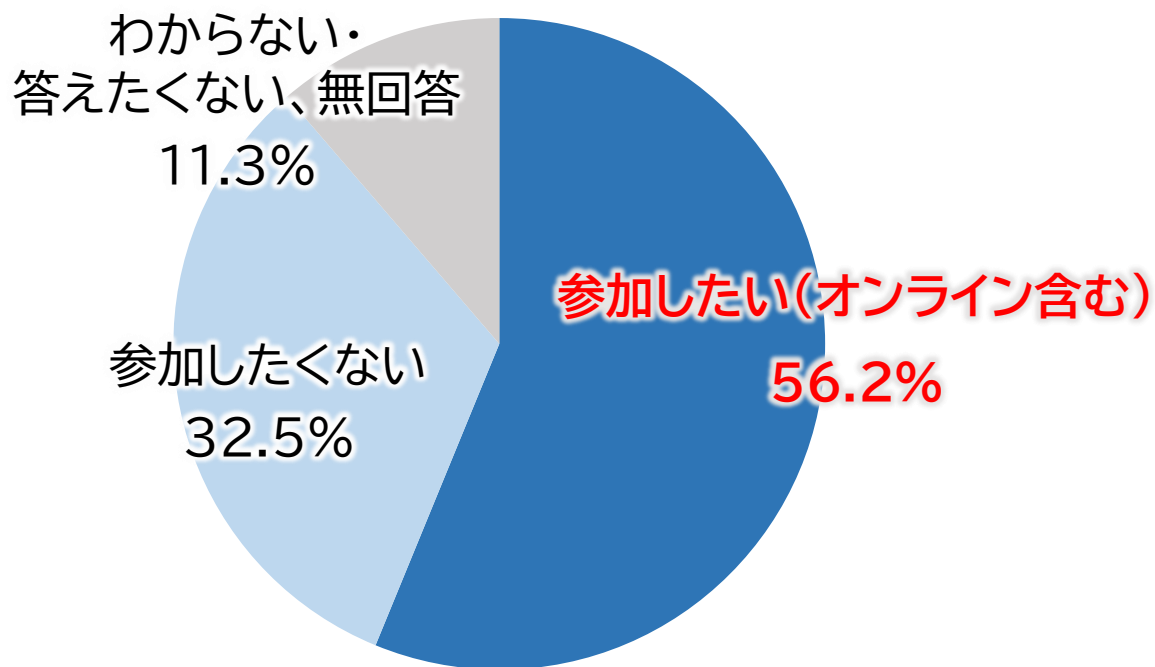


お互いの話をしたり、共有し合う場への参加意向

(対象:家族の世話をしており、自分をヤングケアラーだと思う子どものうち、周りの大人にしてもらいたいこととして、「自分のことについて話を聞いてほしい」「家族の世話について相談にのってほしい」と回答した子ども)

子どもの半数以上が、お互いの話をしたり、共有し合う場に参加したいと回答している。

家族のお世話をしている子どもたちが集まってお互いの話をしたり、
悩みを共有し合う場があれば参加したいと思いますか
3学年合計(n=166)



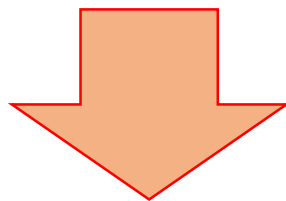
■ 調査結果から見えてきたもの

- ① 家庭が抱える様々な課題
- ② 潜在化する傾向
- ③ 生活への影響と周りの大人に望むこと

調査結果から見えてきたもの

① 家庭が抱える様々な課題

幼いきょうだいや高齢の祖父母、障害のある家族など、世話を担う子どもが直面している家庭の課題は様々であり、中には複数の課題を抱えている場合もあります。

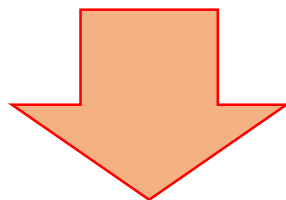


子どもや家庭の状況を総合的にアセスメントしながら、適切な福祉サービス等につなげていけるよう、**学校、区役所等の関係機関の体制・連携強化**により、支援を進めていきます。

調査結果から見えてきたもの

② 潜在化する傾向

誰かに相談するほどの悩みではない、相談相手がいない・わからない等の理由で、相談経験がない子どもが多く見られます。また、ヤングケアラーという言葉の認知度も高いとは言えない状況です。

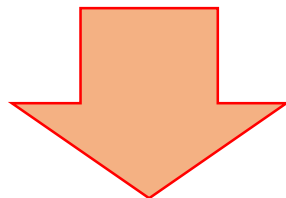


子ども本人や周囲の大人に対する広報・啓発を更に推進し、ヤングケアラーの正しい理解を深め、子どもたちが声を上げやすくするとともに、地域全体で子どもたちを見守り、支える環境づくりを進めていきます。

調査結果から見えてきたもの

③ 生活への影響と周りの大人に望むこと

勉強や睡眠、部活動等の時間が十分に取れないといった影響が見られます。また、周囲の大人に対しては、お世話や将来のことについての相談支援や、学習面のサポートなどが求められています。



子どもたちが自分の時間を確保できるよう、**身体的な負担を軽減するとともに、悩み相談等の心理的なサポートを行う取組**を推進していきます。